

## 様式1

### 事業報告書

(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日)

#### 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 社団ぶどうの木

(2)

- ①  財団  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 静岡県浜松市中区西伊場町 59 番 30 号

(3) 設立許可年月日 平成 8 年 12 月 4 日

(4) 設立登記年月日 平成 8 年 12 月 11 日

#### 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	パーこどもクリニック	静岡県浜松市中区西伊場町 59 番 30 号	一般病床 0 床

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 9 月 25 日 令和 3 年度決算の決定

令和 5 年 7 月 31 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 社団ぶどうの木

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中区西伊場町59番30号

財 产 目 錄

(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 領	23, 020 千円
2. 負 債 領	742 千円
3. 純 資 産 領	22, 278 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	23, 000
B 固定資産	20
C 資産合計 (A+B)	23, 020
D 負債合計	742
E 純資産 (C-D)	22, 278

(注) 財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式 3-2

法人名	医療法人 社団ぶどうの木	※医療法人整理番号	□	□	□	□
所在地	静岡県浜松市中区西伊場町59番30号					

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 7 月 31 日現在)

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	23,000	I 流動負債	742
II 固定資産	20	II 固定負債	
1 有形固定資産		負債合計	742
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	20	科目	金額
		I 基本金	10,000
		II 積立金	12,278
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	22,278
資産合計	23,020	負債・純資産合計	23,020

様式4-2

法人名 医療法人 社団ぶどうの木

※医療法人整理番号

所在地 静岡県浜松市中区西伊場町59番30号

損 益 計 算 書  
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	4, 622
本来業務事業損失	4, 622
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	4, 622
II 事業外収益	1, 702
III 事業外費用	
経常損失	2, 919
IV 特別利益	
V 特別損失	4, 243
税引前当期純損失	7, 162
法人税等	71
当期純損失	7, 233

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式6

### 監事監査報告書

医療法人 社団ぶどうの木  
理事長 池田信彦 殿

私は、医療法人 社団ぶどうの木 の令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

#### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 9 月 5 日

医療法人 社団ぶどうの木  
監事 鈴木規生

